

○白河市いのちを守る条例（案）

白河市条例第 号

令和 8 年〇月〇日

（目的）

第 1 条 この条例は、白河市（以下「市」という。）におけるいのちを守るための取組を総合的に推進し、自殺を防止するとともに、市民が共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 いのちを守るための取組は、自殺が個人的な問題のみに起因するものではなく、その背景に様々な社会的要因が存在することを踏まえ、社会全体で支え合う取組として実施されなければならない。

2 いのちを守るための取組は、生きづらさや深刻な悩みが多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、心の健康に関する視点に限らず、実態に即して総合的に実施されなければならない。

3 いのちを守るための取組は、自殺の未然防止、危機的状況への対応及び自殺が未遂に終わった後の支援の各段階に応じ、効果的な施策として実施されなければならない。

4 いのちを守るための取組は、市民が地域において互いに支え合う地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の実態に即したきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 いのちを守るための取組は、市、国、福島県、医療機関、事業主、学校、市民等相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、福島県及び関係機関と協力しつつ、自殺の現状把握に努め、いのちを守るための取組を総合的に推進しなければならない。

2 市は、次条及び第 5 条に規定する事業主及び市民が行う、いのちを守るための取組を支援するものとする。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、その雇用する労働者の心の健康の保持及び働きやすい職場環境の整備を図るため、必要な措置を講ずる等のいのちを守るための取組を行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、いのちを大切にする取組について関心と理解を深めるとともに、地域や身近な人を気にかけて、一人一人がいのちを守るための行動に努めるものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第 6 条 いのちを守るための取組の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのな

いようにしなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、次に掲げる、いのちを守るための施策を講ずるものとする。

- (1) いのちを守るための取組に関する調査
- (2) いのちを大切にする意識の市民への普及啓発
- (3) いのちを支える人材の育成及び確保
- (4) 心の健康づくりに関する相談体制の整備
- (5) 自殺の発生を防ぐための社会的取組の推進
- (6) 自殺未遂者、自殺者の親族等に対する支援

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するため、自殺対策行動計画を策定するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。